

広告募集案内【定数制】
(イベント広告協賛企業募集(物品)仕様書)

「市民の森へ行こう！～自然にふれて、環境にやさしい行動を考えよう～」の景品を提供して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	市民の森へ行こう！～自然にふれて、環境にやさしい行動を考えよう～
内 容	市民の森及びエシカル消費の普及啓発のため、森に触れ、環境行動を考えるイベントを行います。
募 集 数	500 名様分程度
配 布 期 間	令和 8 年 11 月 28 日(土)
配 布 方 法 (対象者・場所等)	対象者：イベント来場者 場所：新都市プラザ（そごう横浜店地下 2 階正面入口前）
納 入 期 限	令和 8 年 11 月 20 日(金)
納 入 方 法	郵送、または持込

■横浜市がご協力いただきたいこと

項 目	内 容
物品提供 (イベントの景品)	【イベントの趣旨】 横浜市には、身近に豊かな自然を体感できる貴重なフィールドである「市民の森」があります。本企画では、こどもと保護者を中心に “実際に市民の森へ行ってみる” 行動を促し、自然に触れ、生物多様性を感じる機会を創出することを目的としており、市民の森を「知る」だけでなく、「歩く」「触れる」「気づく」という体験を通じて横浜の自然環境への関心を高めます。 また、こども向け環境情報紙「エコチル横浜版」との連携により、こどもと保護者に直接訴求することで体験への参加を後押しするとともに、協賛企業より提供いただく エシカル商品(エシカル消費) を景品として活用し、市民の森の体験を入口とした環境学習と、生物多様性保全につながる消費行動について考えるきっかけとします。 さらに、体験の締めくくりとして横浜そごう前「新都市プラザ」でワンデーイベントを開催し、「森へ行く → 自然にふれる → ワンデーイベントでつながる → 環境にやさしい行動を考える」という循環的な自然体験を生み出すことを目指します。 本イベントの趣旨を踏まえ、本市と一緒に市民の森及びエシカル消費の普及啓発にご賛同いただける事業者様からの提供を希望します。 【提供製品の条件】 ①製品を 1 種類提供していただける場合 ・FSC®認証、MSC 認証、レインフォレスト・アライアンス認証、RSPO 認証、国際フェアトレード認証のうちのいずれかのラベルがついている製品の現品 ・または、上記認証製品を含む製品を購入する際に使用できる商品券 ②製品を 2 種類以上提供していただける場合 ・1 種類目は＜①製品を 1 種類提供していただける場合＞の条件に合致していること ・2 種類目以降は、「環境にやさしい商品」であれば可。ただし、製品の環境配慮情報を自社ウェブページ等で公開し、その情報を誰でも容易に確認できる製品であること

	(想定される製品例) ・製造過程で環境配慮を行っている製品 ・リサイクルプラ、バイオマスプラで製造されている製品 ・横浜市内産農産物を使用した地産地消に資する食品等 ①②共通 ・自社で製造又は販売している製品であること ・景品としての使用に制約がない製品であること ・常温での保存、発送ができる製品であること（チルド製品、冷凍食品などは不可） ・衣類の場合はワンサイズであること（複数のサイズがあるものは不可） ・食品の場合、イベント実施日以降、賞味期限が1か月以上あること 【提供数・金額】 1名様あたり 500 円～10,000 円相当の製品 (複数の製品を組み合わせで1名様分とすることも可) 【製品提供について】 ・市民の森・ふれあいの森で行うデジタルスタンプラリーに参加したイベント来場者に配付します。 ・貴社製品当選者に、パンフレット類を1部配付可能です。希望する場合、製品とともにお送りください。1部あたり A4 サイズ 20 ページを上限とします。また、個人情報の収集はできませんので、「ご留意いただきたい点」④をご確認ください。 ・製品提供の際の送料は、ご負担ください。
--	---

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

	項 目	内 容
1	こども向け環境情報紙「エコチル」掲載	横浜市内の市立小学校に無料配布されている、こども向け環境情報紙「エコチル横浜版」10月号（10月5日発行）に、企業名及び提供製品を掲載します。 【エコチルについて】 株式会社アドバコムが発行する環境教育情報紙。「エコロジーチルドレン」の造語の略で、こどもたちに、もっと環境に関心をもってもらえる機会をつくることを目的に平成18年に創刊。エコチル横浜版は、平成31年4月に創刊し、横浜市内の市立小学校に無料配布されています。（月間発行部数約16万部） https://www.ecochil.net/
2	記者発表	記者発表資料に企業名及び提供製品を掲載します。
3	横浜市ウェブページ	イベントの詳細ページに企業名及び提供製品を掲載します。また、企業ウェブページへのリンク設定と提供製品の環境配慮情報を記載します。
4	イベント会場	企業名、製品や取組内容、提供製品の画像を掲示します。
5	その他	・企業名及び提供製品を掲載した画像を作成し、各種広報に活用します。 ・X アカウント YOKOHAMA GO GREEN にて、企業名及び提供製品を掲載した画像を発信します。（フォロワー数は約9,500人です。） ・広報媒体として、令和6年度は横浜市の広報紙やLINEアカウント、市役所内のデジタルサイネージ等を活用しました。今年度も各媒体への掲載を調整中です。

■ご留意いただきたい点

①本イベントに対する広告協賛については、本市が広告を請け負う請負契約に該当します。 ②横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。 ③ご提供いただく製品は、主にこどもとその保護者を対象としていますので、ご配慮ください。

- ④ご提供いただく製品やパンフレット類に、個人情報を収集するアンケートはがき等は同封しないでください。また、製品に個人情報の記載を伴うアンケートに誘導するような記載がある場合も個人情報の収集と見なします。
- ⑤広告物及び横浜市ウェブページにご提供いただく製品の画像や企業のロゴマークを掲載しますので、契約後に画像データをお送りいただきます。
- ⑥上記①～⑤を踏まえ、申込内容をお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ 申込み

申 込 条 件	協賛企業自らのお申込みに限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書（別紙）をEメール又は郵送で下記申込先へ送付してください。 ※郵送の場合は「到達期限必着」でお願いします。
事業者選定方法	先着順（上限を 500 名様分程度として募集を締め切ります。） 上記「横浜市がご協力いただきたいこと」「ご留意いただきたい点」に記載していることに合致しているかを踏まえ、イベントと整合性があると認められるものを選定します。 ※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。 同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後 5 時 15 分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後 5 時 15 分までに受領した申込書と同順となります。）
募 集 開 始 日	令和 8 年 8 月 28 日（金）
申 込 期 間	令和 8 年 8 月 28 日（金）～令和 8 年 9 月 11 日（金）
申 込 先	（担当課名）横浜市みどり環境局環境活動事業課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2484/FAX 045-550-4554 （Eメール）mk-kyoiku@city.yokohama.lg.jp

広告掲載申込書（広告付物品提供：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/ FAX	TEL / FAX
		E メール	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	市民の森へ行こう！～自然にふれて、環境にやさしい行動を考えよう～	
	協賛内容 (物品の提供)	製品名	
		物品の相当額と提供数	
		_____ 円 × _____ 名分（総額 _____ 円） ※金額は税込としてください。 ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。	
		製品に関連する認証ラベル 当てはまるものすべてに○ ・ FSC®認証 ・ MSC 認証 ・ レインフォレスト・アライアンス認証 ・ RSPO 認証 ・ 国際フェアトレード認証	
その他製品情報			
注 意 事 項	個人情報の収集	本イベントを通じた個人情報の収集はできません。（提供商品に個人情報を収集するアンケートはがき等は同封できません。）	
誓 約 事 項	・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。		

※ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する・希望しない・登録済 ）